



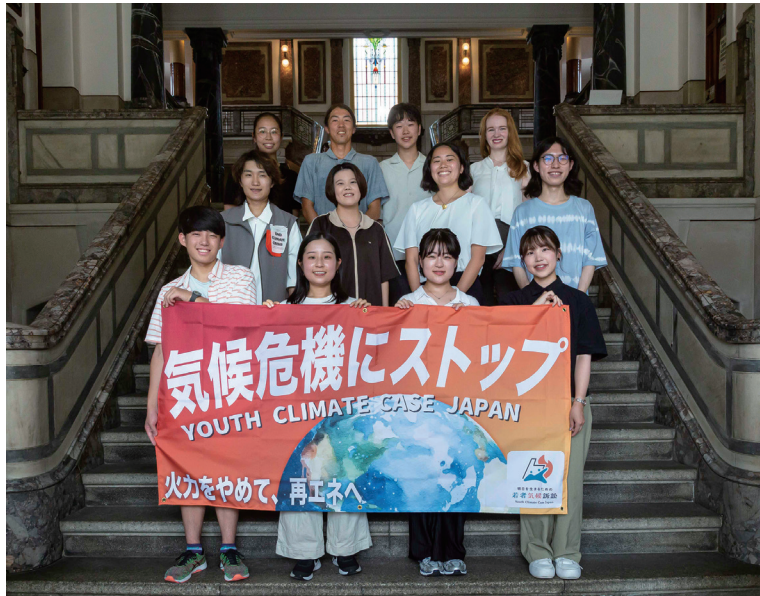
気候危機に 脅かされることのない 未来を求めて、 若者気候訴訟を提起

2024年8月6日、全国から集まった14～29歳の原告が「明日を生きるための若者気候訴訟」を提起しました。

原告は、主要電力事業者10社に対して、CO₂排出量を2019年比で2030年までに52%、2035年までに35%に減らすことを求めています。これは、産業革命前と比べて、世界の平均気温上昇を1.5℃に抑える水準で、パリ協定等により国際社会のコンセンサスになっているものです。

一方で、被告となったJERA、J-Power、関西電力等の電力事業者10社は、いずれも日本のCO₂排出企業のトップ20位に入るCO₂を非常に多く排出している企業です。

私たちは、被告企業が再生可能エネルギーによる発電へと転換を図り、CO₂の排出量が大幅に削減されることを望んでいます。



提訴日の8月6日、各地から名古屋に集まった原告たち 写真：気候ネットワーク提供 ©田嶋雅己

原告	満14歳から29歳までの若者16人
被告	JERA、東北電力、電源開発（Jパワー）、関西電力、神戸製鋼所、九州電力、中国電力、北陸電力、北海道電力、四国電力
係属裁判所	名古屋地方裁判所
請求の趣旨	火力発電由来の販売電気にかかるCO ₂ 排出量を、2019年比で2030年に52%、2035年に35%まで削減すること。

今回のニュースレター 目次

若者気候訴訟の概要	P.2
原告コメント	P.3
弁護団コメント	P.3
メディア、世界の気候訴訟の動向	P.3
ウェブサイト情報	P.4
第1回期日の詳細	P.4

第1回期日は 10月24日（木）14時から

若者気候訴訟の第1回口頭弁論期日は、10月24日（木）14時から、名古屋地方裁判所第2号法廷にて開かれます。原告の声や訴状の内容を、裁判官に直接語りかける最初の機会となります。若者たちを、ぜひ傍聴席から応援してください！（詳細は4ページ）

「明日を生きる若者気候訴訟」訴訟概要

弁護士事務局長 小島寛司

「明日を生きるための若者気候訴訟」—この訴訟の名称は原告になった若者のアイデアによって決められました。ここには、この気候変動を止めないと、自分たちや次の世代が明日を生きることができない、という切迫感が込められています。

2024年夏の暑さのものすごさは皆さんが体感されたと思います。気象庁によれば¹、2024年夏は1946年の統計開始以降、夏として西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温だったそうです。また、「夕立」と呼ぶにはもはや違和感のある「ゲリラ豪雨」、あるいは「スコール」と呼ぶほうがしっくりくるような大雨が何度も降りました。熱中症の搬送者数・死亡者数の増加や水害の頻度・規模の増加から明らかのように、こういった猛暑や豪雨は既に私たちの生命や日常生活を脅かしています。

そして、このような極端現象の発生が地球温暖化の影響によることはもはや疑いようのない事実になっています。

このような状況において、全国の14～29歳の16人が、火力発電を稼働・運営するJERAなど10社に対し、国際目標に整合する形で二酸化炭素の排出削減を求めて名古屋地方裁判所に提訴したのが、この訴訟です。

気候変動による環境の変化を最小限に抑えるために「産業革命前からの気温上昇を1.5度以下に抑える」というのがパリ協定を中心とする確立した国際目標となっています。この達成には、世界の二酸化炭素排出を2019年比で30年までに48%、35年までに65%減らす必要があるとされています。この裁判で原告らは、火力発電所を運営する10社については少なくとも同水準の削減をしなければならない、と主張しているのです。

本来、電力分野については、再生可能エネルギーの利用余地が大きいことなどから、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）のレポートにおいてもより速い削減のルートが示されていますし、世界エネルギー機関（IEA）も、先進国については2030年までに対策のない石炭火力発電所のフェーズアウトを、2035年までにすべての電源の脱炭素をすることなどを求めています。このことはG7サミットでも確認され、多くの先進国が2020～2030年代の石炭火力廃止目標年を決めています。このように、電力分野には、石炭火



名古屋地裁への提訴後、記者会見で提訴の理由などを語る原告たち
写真：気候ネットワーク提供 © 田嶋雅己

力発電所を廃止するなどして上述した国際目標を上回るような削減をすることが国際的に要請されているのです。

そういう意味では、この訴訟で原告が求めている削減目標は、このような国際的な要請と比べればずいぶん「控えめな」要求ともいえるのではないかと思います。

法律的には、この裁判の請求の根拠は、民法上の不法行為に基づく差止請求としています。これまで差止訴訟というのは人格権に基づく差止請求とされるのが実務上の趨勢でした。しかし、弁護士としては、弁護士合宿を開いて侃侃諤諤の議論をした上、この不法行為構成をとることにしました。これは、上述のような削減目標はもはや国際公序となっており、これに反して石炭火力発電所などの火力発電所を運営して大量のCO₂を排出する行為の違法性は強く、その点を強調する必要があると考えたからです。

この裁判では、原告はこれまで裁判に全く関わったことのない人がほとんどです。中学生や、高校生、これまで気候変動問題に取り組んではきたけれども MAPA（Most Affected People and Areas: 気候変動により最も影響を受けやすい人たちや地域のこと）の方たちのことをメインに考えて行動してきた若者たちが立ち上がりました。その覚悟と決意は相当なものだと思います。

気候危機に対して、なぜ裁判なのか？ 行動を起こした若者たちの思いを是非知って欲しいですし、この裁判をご支援頂きたいと思います。

1 <https://www.data.jma.go.jp/cpd/longfcst/seasonal/202408/202408s.html>

原告コメント1



原告
宮澤カトリンさん

この裁判は
私たちがだけでなく、
日本に住んでいる全ての
人々にとって重要です

こんにちは、名古屋在住の宮澤カトリンと申します。フィリピンのレイテ島でのホームステイをきっかけに、気候変動への危機感を抱きました。近年、レイテでは強力な台風で7千人以上が命を落としています。今や名古屋でも夏の暑さが耐え難く、家族も熱中症を経験しました。取り返しの付かない気候変動が迫る中、電力会社や政府の対応は十分とは言えません。そこで、他の若者原告と共に1.5度目標を守るために行動を起こす決意をしました。気候変動が私たちの生活に及ぼす影響は深刻化している中、この裁判は私たちだけでなく、日本に住んでいる全ての人々にとって重要です。海外では同様の裁判が既に成功しており、日本でも変化を起こせると信じています。SNSでの拡散や傍聴など、ご協力をお願いします。時間が残されていない今こそ、未来を守るために行動する時です。

はじめまして。若者気候訴訟原告団の時任晴央と申します。私は子どもの頃、東京都町田市に住んでいました。段々と姿を消していく生物や、森林伐採のニュースを見て、どこことなく焦燥感を覚え、物心ついた時から、自分は環境問題に生涯かけて取り組んでいくと決めていました。

気候変動は、年々過酷さを増しています。今年も酷暑が日本列島を襲い、強大な台風が甚大な被害をもたらしています。この気候変動は人災であると、世界でも認められています。

誰かが社会を動かさないといけな。だから私は今回、原告団に立候補しました。私たちの、そして子どもたちの将来を良くも悪くも変えていくのは私たち自身です。どうせ変えるなら、できるだけ良い方へ。そう思って、私は活動を続けています。

どうせ変えるなら、
できるだけ良い方へ。
そう思って、
私は活動を続けています

原告コメント2



原告
時任晴央さん

弁護団の1人としてご挨拶致します。

この訴訟の概要は前記のとおりです。2023年の世界と日本の平均気温は統計開始以降最も高くなりました（気象庁ホームページ「気象業務はいま 2024」）。気象庁発表の2024年のこれまでの日本の月ごとの平均気温の観測実績でも「統計開始以降1位」の高温との記述が多く見られ、私たち自身日々の生活のなかで地球の温暖化を実感しているところです。近々、1.5度目標を超えてしまうのではないかが心配されています。

地球温暖化を止めるには、国際合意に沿って人為的な温暖化ガスの排出を今すぐに大幅に削減していくことが必要です。この訴訟は、被告企業にもこの国際合意の遵守を請求するものです。

この訴訟は誰かがやらねばならない訴訟ですが、これを原告の若者たちが担ってくれました。原告には尊敬と応援の言葉を送ります。私たち弁護団も頑張ります。市民の皆様の熱い応援をお願いします。

弁護団コメント



若者気候訴訟弁護団 共同代表
原田彰好さん

石炭火力の排ガスで、
みんなが生きている
地球の環境を、
壊さないでください



若者気候訴訟ホームページを開設しました！

若者気候訴訟のホームページを開設しました。若者気候訴訟の意義や、各原告のメッセージ、裁判に提出された文書を順次掲載します。また、期日や関連するイベントなどのスケジュールも掲載していますので、ぜひご覧ください！

<https://youth4cj.jp>



若者たちを応援しよう！ ～第1回期日の詳細～

第1回口頭弁論期日は、10月24日（木）14時から、名古屋地方裁判所（第2号法廷）において開かれます。期日では、原告と弁護団から、意見陳述を行います。気候変動の被害や、被告ら電気事業者の事業の問題点について、裁判官に直接語りかける初めての機会です。ぜひ、傍聴席を満席にして、若者たちを応援してください。

【第1回口頭弁論期日】

日 時：2024年10月24日（木）
13:30～ 入廷行動（整理券配布、抽選）
14:00～ 口頭弁論期日@第2号法廷

内 容：原告による意見陳述、弁護団による訴状要旨陳述
場 所：名古屋地方裁判所 第2号法廷
定 員：100名程度（満員の場合、抽選）

【報告会】

日 時：2024年10月24日（木）16:00～17:00（予定）
※時間を変更する場合があります
場 所：アレックスビル（名古屋市中区丸の内一丁目4番12号）
& ウェビナー配信
申込み：ウェビナー参加のみ、要事前申込み
申込先：右に記載のQRコードよりお申込ください



WORLD NEWS

【韓国若者気候訴訟】憲法裁判所が、 国に削減計画の策定を命じる ～アジア初の画期的決定～

韓国のカーボンニュートラル枠組み法では、温室効果ガスを2018年比で2030年までに40%削減し、2050年にカーボンニュートラルを実現する目標が定められています。

これに対し、10代の若者19名が、①2030年目標の不十分さと、②2031年～2049年の量的目標がないことが違憲だと主張し、気候訴訟を続けてきました。

韓国憲法裁判所は、8月29日、②について2050年までの段階的・継続的な削減を実質的に担保できないとして、枠組み法を違憲と判断しました。政府は2026年2月末までに枠組み法を改正する必要があります。①についても9人中5人の裁判官が違憲と判断しました。

この決定で、危険な気候変動が基本的人権の侵害につながることで、国は量的目標を定め段階的・継続的に排出削減を行い、国民を保護する義務があることが確認されました。日本でも、同様の考え方が当てはまり、政府はより排出量の多い国として応分の責任を負い、また、司法は役割を発揮することが期待されます。

イベント案内

クール・クライメートあいち 訴状勉強会

9月28日に、クール・クライメートあいちが主催して、若者気候訴訟の訴状勉強会を開催します。勉強会の後半では、原告が自身の想いについてメッセージを伝えます。ぜひご参加ください！

日 時：9月28日（土）14:00～16:00
会 場：労働会館本館2階（名古屋市熱田区沢下町9番3号）
& オンライン

参加費：無料
申込み：会場参加の方は不要、
オンライン参加の方はこちら→

